

電気通信事業法の一部を改正する法律案要綱

第一 電気通信設備の管理体制の拡充及び技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等

- 一 総務大臣は、基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができることとし、指定された電気通信事業者は、当該電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（電気通信回線設備を除く。）を技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。同時に、当該電気通信設備の使用の開始前に、当該電気通信設備が技術基準に適合することについて、自ら確認を行い、その結果を総務大臣に届け出なければならないこととする。（第四十一条及び第四十二条関係）
- 二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信事業者が管理規程を定めなければならないとされている事業用電気通信設備について、従前より事業用電気通信設備に含むものとして定められている電気通信設備に加え、一において技術基準適合維持義務の対象となる電気通信設備を含むものとする。（第四十四条第一項関係）

三 事業用電気通信設備の管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項及び電気通信設備統括管理者の選任に関する事項に関し必要な内容を定めたとのでないならぬこととする。

(第四十四条第二項関係)

四 総務大臣は、電気通信事業者が届け出た管理規程が三に適合しないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができるとともに、電気通信事業者が管理規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために必要な限度において、管理規程を遵守すべきことを命ずることができるとすること。

(第四十四条の二関係)

五 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、三の事項（電気通信設備統括管理者の選任に関する事項を除く。）に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位

にあり、かつ、電気通信設備の管理に関する一定の実務の経験等を有する者のうちから、電気通信設備統括管理者を選任しなければならないこととするとともに、電気通信設備統括管理者を選任し、又は解任したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととする。 (第四十四条の三関係)

六 電気通信設備統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならないこととするとともに、電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に関し、電気通信設備統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないこととする。 (第四十四条の四関係)

七 総務大臣は、電気通信設備統括管理者がその職務を怠った場合であつて、当該電気通信設備統括管理者が引き続きその職務を行うことが電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、電気通信事業者に対し、当該電気通信設備統括管理者を解任すべきことを命ずることができることとする。 (第四十四条の五関係)

八 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者が、選任しなければならないとされている電気通信主任技術者について、その職務として監督する事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の内容を総務省令で定めることとする。 (第四十五条第一項関係)

九 電気通信事業者は、電気通信主任技術者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならないこととするとともに、電気通信主任技術者のその職務を行う事業場における事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する助言を尊重しなければならないこととするほか、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者は、電気通信主任技術者がその職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならないこととする。

(第四十九条第二項及び第三項関係)

十 電気通信事業者は、電気通信主任技術者に、総務大臣の登録を受けた者が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関する講習（以下「講習」という。）を受けさせなければならないこととする。

(第四十九条第四項関係)

十一 講習の実施に関する事務を行う者は、講習の区分ごとに、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他所要の規定の整備をすること。

(第八十五条の二から第八十五条の十五まで等関係)

十二 その他規定の整備をすること。

第二 技術基準適合認定等の表示方法に係る規定の整備等

一 技術基準適合認定等の表示が付されている端末機器（表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」という。）を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができることとする。

（第六十八条の二関係）

二 特定端末機器（適合表示端末機器に限る。）の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他所要の規定の整備をすること。

（第六十八条の三から第六十八条の十二まで等関係）

三 その他規定の整備をすること。

第三 施行期日等

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）その他の関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則関係）